

第1章 酒類販売管理者

この章では、酒類の特性及びそれを踏まえた酒類業に対する社会的要請に触れ、酒類販売管理者に求められている役割などについて説明しています。

酒類の特性

酒類の特性を踏まえた社会的要請への取組が酒類業に求められています。

酒類販売管理者の選任

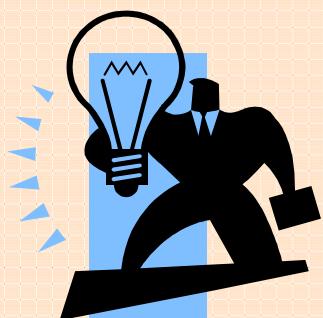
酒類の小売販売場ごとに、酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から、酒類販売管理者を選任しなければなりません。

酒類販売管理者の役割

酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守した業務が行われるよう酒類小売業者に助言し、又は従業員等に指導しなければなりません。

責任者の指名・配置

酒類販売管理者が長時間不在となるときは、酒類販売管理者に代わる責任者を指名し、配置することが求められています。



1 酒類の特性

○ 代表的な嗜好品であること

酒類は代表的な嗜好品の一つです。現在の食生活においては多様な飲食料品が消費されるようになり、酒類以外にも様々な嗜好品がありますが、酒類はその中でも多くの消費者に選択されているものということができます。また、昔から「酒は百薬の長」とも言われています。飲酒の効用として、ストレスや疲れの解消、人間関係の潤滑油、仲間との連帯感の醸成等が挙げられます。

○ 文化・伝統性を有すること

酒類はその国の「食文化」と関わりの深い飲料です。

今日、社会経済がボーダーレス化する中で、酒の文化（食と共に）や伝統性（種類や飲み方）を国民や諸外国に対して、どのように訴え得るかが課題となっています。

生活水準の向上に伴い、酒類は日常的な飲料となり、これまでのような食とのつながりや家庭内で飲むといったスタイルだけではなくてきています。酒類業者をはじめ社会一般において、改めて酒類のメリットを活かしデメリットを十分認識した飲み方を啓発するといった飲酒教育の必要性が高まってきているといえるのではないかでしょうか。

地域社会の有り様にも関わりますが、かつては地域毎に特色のある酒類が生産され、祭りやハレの日に飲むことで「飲酒文化」が育ち、かつ、「飲酒教育」が行われていました。今後においてもこうした文化・伝統を認識することで、むちや飲みやイッキ飲み、アルコール依存症等の問題を抑止する効果が期待できるのではないでしょうか。

○ アルコール飲料（致酔性、習慣性を有する）であること

酒類は致酔性飲料であり、これまでにも過度の飲酒や致酔性に配慮しない販売姿勢等は、事件、事故、トラブルの原因としてことが起きるたびに問題視されてきました。

過度の飲酒を助長することが、アルコール依存症などにつながり、健康への影響（生活習慣病の発症）が医療費等を通じた社会的コストの増加につながることを認識する必要があります。

酒類は大人の飲み物として20歳未満の者の興味を引きやすい飲料です。

しかし、20歳未満の者の飲酒は、身体の成長を妨げる、学校生活に悪影響を及ぼし成績の低下につながる、大人に比べて依存がより早期に形成される、違法薬物へと進む入り口となるほか、飲酒開始年齢が若いほど後に飲酒にまつわる危険な行動をとりやすいことが指摘されているなど、多大な悪影響を及ぼします。

近年における酒類の一般商品化、購入アクセスの容易化は、20歳未満の者の飲酒問題、健康への影響の問題等に対する配慮の必要性を拡大させています。

酒類を飲む場が家庭内から家庭外、職場関係から仲間内になり、また、前ページの「文化・伝統性を有すること」でも述べているとおり、酒類の飲み方の文化も大きく変様しています。その中で、人々の生活と地域社会との関わりも希薄になり、20歳未満の者の飲酒問題をはじめ様々な問題を拡大させています。

過度の飲酒が問題視されるのは、飲酒した本人にとどまらず、その周辺の者や全く関係のない第三者にまで影響を与える場合があるためです。

2 酒類業に対する社会的要請

これまで、酒類業者の責任は、酒類が高率な酒税を課されている財政上重要な物品であること等から、酒税を円滑に確保するということに集約して考えられてきました。

しかし、近年は、これに加えて、前述の酒類の特性等を踏まえ、幅広い観点から次のような社会的要請への取組が酒類業に求められています。

(注) ここでいう「社会的要請」については、経済的な側面からの要請も含むより広い意味合いで使われています。

- ① 消費者ニーズに応えた商品（安全で品質の高い酒類）の供給と、適正な表示（消費者に分かりやすい表示）を含めた酒類に関する情報の消費者への積極的な提供
- ② マナー広告の実施など飲酒教育及び啓発
- ③ 公正な競争の確保のための国税庁の酒類の公正な取引に関する基準や指針、不当廉売や差別対価等への対応についての公正取引委員会の酒類ガイドラインの遵守等による自由かつ公正な取引の確保
- ④ 生産の効率化、流通コストの縮減等効率的な事業経営と酒税の確保への貢献
- ⑤ 20歳未満の者の飲酒防止
- ⑥ 飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブル、健康障害の発生防止
- ⑦ リデュース・リユース・リサイクル（3R）に関する責任の遂行

3 酒類販売管理者

(1) 酒類販売管理者の制度が設けられた経緯

平成15年9月1日をもって酒類小売業免許の人口基準が廃止されたこと等、酒類小売業免許に係る規制緩和が進展する中で、酒類業を巡る環境の変化を見据え、①酒類業免許の人的要件を整備するとともに、②20歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請の高まりに応え、販売場において法令を遵守した酒類の適正な販売管理を確保するための体制の整備を図る等、所要の措置を講ずる必要があるとして、平成15年の通常国会において酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法）の一部が改正され、酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければならないこととされました。

（注）「酒類の小売販売場」とは、酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する場所をいいます。

また、酒類小売業者には、酒類製造者又は酒類卸売業者であって、酒類製造者及び酒類販売業者以外の者に販売する者を含みます。

(2) 酒類販売管理研修

研修実施団体が行う酒類の販売業務に関する法令に係る研修を、酒類販売管理研修といいます。これは酒類販売管理者が、20歳未満と思われる者に対する年齢確認の実施及び酒類陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等を修得することにより、その資質の向上を図り、もって販売場における酒類の適正な販売管理の確保等について実効性を高めることを目的として実施されるものです。

酒類販売管理研修が義務化されました

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法）が一部改正となりました

近年、酒類販売を取り巻く環境が大きく変化する中で、20歳未満の者の飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請は一層高まっています。これらに適切に対応するためには、酒類販売管理者の果たす社会的役割が非常に重要となります。

平成28年6月に酒類業組合法が一部改正され、平成29年6月より、酒類小売業者は、酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者のうちから、酒類販売管理者を選任しなければならないこととなりました。

また、常に新たな知識を修得していただく必要があることから、酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。

(3) 標識の掲示

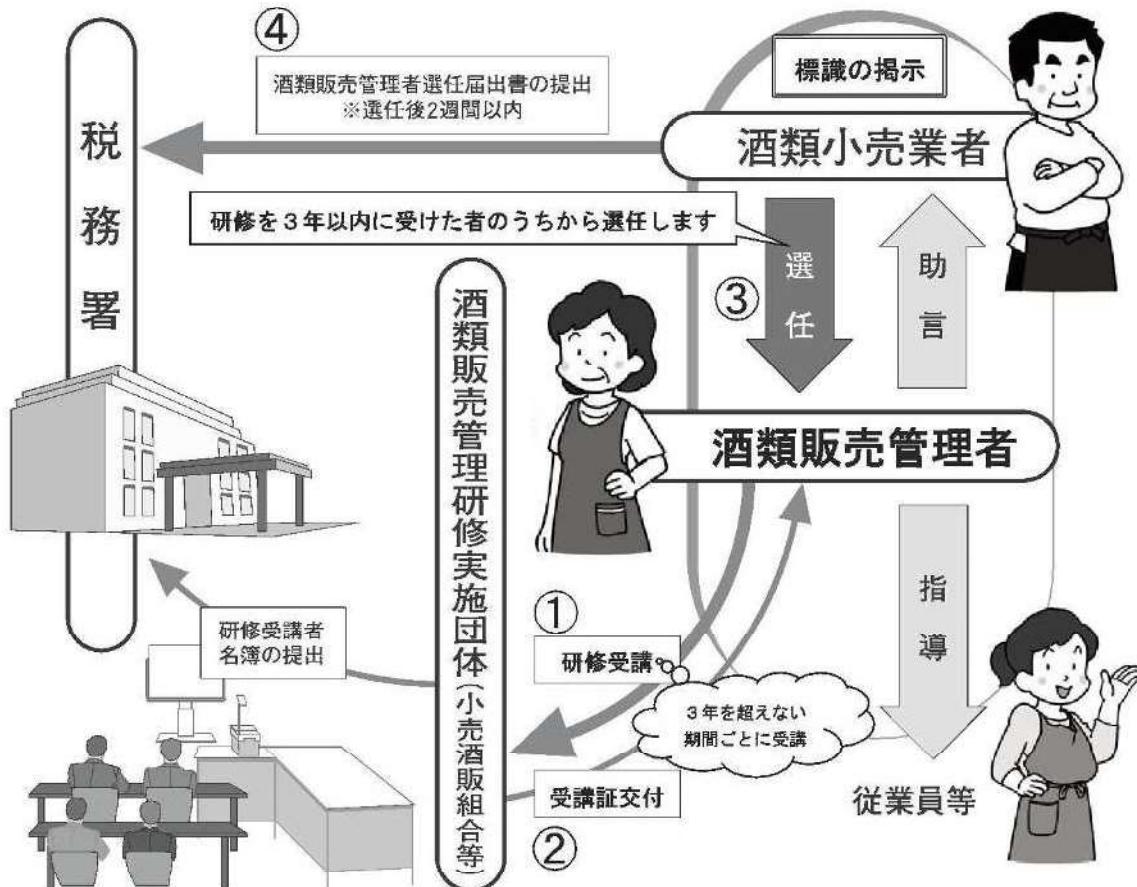
酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理者研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。

酒類販売管理者標識	
販売場の名称及び所在地	国税酒店 千代田区霞が関3-1-1
酒類販売管理者の氏名	国税 太郎
酒類販売管理研修受講年月日	令和5年4月1日
次回研修の受講期限	令和8年3月31日
研修実施団体名	霞が関小売酒販組合

標識の様式例については、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。

カタログ等（インターネット等によるものを含む。）を利用した通信販売を行う場合、カタログ等に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等の表示が必要です。カタログ等の見やすい場所に表示をお願いします。

酒類販売管理者選任までの流れ



《ポイント》

○ 酒類小売業者が遵守すべき事項

<酒類販売管理者の選任>

- 1 酒類小売業者は、その販売場において酒類の販売業務を開始するときまでに酒類販売管理者を選任する必要があります。
- 2 酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する者で酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者のうち、次に掲げる者から選任してください。
 - ① 引き続き6か月以上の期間継続して雇用を予定している者
 - ② 他の販売場で酒類販売管理者に選任されていない者
- 3 酒類販売管理者を選任（または解任）したときは、2週間以内に「酒類販売管理者選任（解任）届出書」を販売場の所在地を所轄する税務署に提出する必要があります。
- 4 未成年者であるなど、一定の要件（酒類業組合法第86条の9第2項）に該当する者は酒類販売管理者に選任できません。
- 5 酒類販売管理者として選任した者が欠けた場合は、速やかに新しい酒類販売管理者を選任しなければなりません。

<酒類販売管理研修の受講・標識掲示>

- 1 酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。
- 2 酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。

<罰則>

- 1 酒類販売管理者を選任しなかった場合には50万円以下の罰金に処されることがあります。
- 2 「酒類販売管理者選任（解任）届出書」を税務署に提出しなかった場合には、10万円以下の過料に処されることがあります。
- 3 酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させない場合、勧告、命令を経て50万円以下の罰金に処されることがあります。

※ 罰金刑に処された場合には、酒類販売業免許の取消要件に該当します。

(4) 酒類販売管理者の役割

酒類の小売販売における社会的要請への取組としては、法令上の義務の履行から、消費者の利便性確保等のための自主的取組まで様々なものが考えられますが、酒類は国民の生活に大変関わりの深い飲料であり、個々の販売場においては、これらの要請にしっかりと応えていく必要があります。

その中で、酒類販売管理者は、その選任された酒類の小売販売場において、酒類小売業者又は酒類の販売業務等に従事する者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行います。

具体的な指導内容を例示すると、次のとおりです。

- ① 酒類と他の商品との明確な区分陳列
- ② 酒類の陳列場所における「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の適正な表示
- ③ 酒類自動販売機の適切な管理及び表示基準に基づく適正な表示
- ④ ポスターの掲示、店内放送などによる20歳未満の者の飲酒防止及び適正飲酒等の注意喚起
- ⑤ 20歳未満と思われる者に対する年齢確認の実施
- ⑥ 酒類の特性、商品管理等の知識の普及
- ⑦ その他酒類の販売業務に関する法令の知識の普及

なお、これら酒類販売管理者が行う助言や指導について、酒類小売業者は税務署に報告することが求められています。

《ポイント》

○ 酒類小売業者の報告義務

①から⑦に掲げる事項の税務署への報告については、「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」を販売場の所在地を所轄する税務署に提出することにより行います。

毎年4月末日（4月末日が土曜日、日曜日、休日の場合は翌週の月曜日またはその翌日）が提出期限となっていますので、提出漏れのないようご注意ください。

(5) 酒類販売管理者に代わる責任者

酒類の適正な販売管理の実効性を確保するために、酒類販売管理者が、その選任された販売場に長時間不在となるときなど、次の①～⑦に掲げるいずれかに該当する場合には、その販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を「責任者」として必要な人数を指名し、配置するよう国税当局から指導が行われています。

この責任者は、成年者を指名することが望ましく、特に夜間においては成年者を指名し、配置するよう指導が行われています。

(注) 満18歳未満の者を22時から翌日5時までの間業務に従事させた場合、労働基準法違反に該当し、懲役又は罰金の刑に処される場合があります。

○ 酒類販売管理者に代わる責任者の指名の基準

- ① 夜間において、酒類の販売を行う場合
- ② 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3時間以上）不在となることがある場合
- ③ 酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートル以上の場合）
この場合、100m²を超えるごとに、1名以上の責任者を指名することが求められています。
- ④ 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合
この場合、酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名することが求められています。ただし、レジスター等により代金決済をする場所が各階になく1か所にしかない場合で、かつ、酒類販売管理者のみで酒類の適正な販売管理が確保できると認められる場合は、酒類販売管理者に代わる責任者を指名しなくても差し支えないものとされています。
- ⑤ 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20メートル以上離れている場合）
- ⑥ 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3か所以上ある場合）
- ⑦ その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

4 「デジタル技術を活用した酒類・たばこ年齢確認ガイドライン」の策定について

(1) 「デジタル技術を活用した酒類・たばこ年齢確認ガイドライン」の概要

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会は、酒類等の販売に際してデジタル技術を活用して年齢確認を行う場合の方法を示した業界の自主ガイドライン「デジタル技術を活用した酒類・たばこ年齢確認ガイドライン」（以下、第1章4において「ガイドライン」といいます。）について、令和4年11月に開催された第16回デジタル臨時行政調査会作業部会においてその内容の妥当性の評価を受けた上で、令和5年1月に策定・公表しています。

なお、本ガイドラインは有人店舗における酒類等の販売を前提として策定されたものです。

(2) ガイドラインの対象範囲等について

イ 対象範囲

バックヤード等の店舗内のどこかに従業員が存在すること（有人店舗）でセルフレジにより年齢確認を行う前提としており、その対象範囲等は次のとおりです。

○ ガイドラインの対象範囲

酒類及びたばこに限定しています。

○ ガイドラインにおける年齢確認の考え方

デジタル技術を活用した年齢確認方法として、身元確認と当人認証の2つの観点から整理しています。

ロ 身元確認

酒類等購入者の氏名、住所、生年月日、性別等について、当該情報を証明する書類により確認します。

なお、将来的にはマイナンバーカードのスマートフォン搭載が進むことを想定していますが、現時点では購入者が事前に店舗データベースに上述の情報や顔認証情報などを登録することにより確認することなどを想定し、検討を進めています。

ハ 当人認証

酒類等購入者が提示する身元情報が購入者本人のものかを確認します。

なお、将来的にはマイナンバーカード電子証明書を提示する際に使用するスマートフォンの所持や生体認証により確認することを想定していますが、現時点では身元確認の基となった公的身分証明書を所持していることや生体認証によって確認することなどを想定し、検討を進めています。

5 酒類の特性を踏まえた対応について

アルコールについては致酔性や習慣性を有する飲料であり、2010年には世界保健機関（WHO）において「アルコールの有害な使用を軽減するための世界戦略」が採択されるなど、その販売・管理の在り方については、世界的に厳しい目が向けられていますので、アルコール健康障害や飲酒運転への対応についても適切に行うこ

とに留意する必要があります。

このため、デジタル技術を用いて年齢確認等を行う場合であっても、酒類販売管理者等がバックヤードに常駐する等により酒類等購入者の状態を確認できる実効性の高い方法を用いる必要があります。

また、デジタル技術を用いて酒類販売管理者業務を行う場合についても、例えば、オンラインシステムで従業員に指示した内容が守られているか、後に実地で確認するなど実効性を確保することが必要です。

【参考1】主要酒類の酒税等負担率表

品目	区分	容量	アルコール分	代表的なもの の小売価格 (税込) ①	酒税額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)／①
ビール		mℓ	%	円	円	円	%
		633	5.0	362	114.57	32.91	40.7
		350	5.0	224	63.35	20.36	37.4
発泡酒 (麦芽比率25%未満のもの)		350	5.5	190	46.99	17.27	33.8
発泡酒 (発泡酒②)		350	5.0	184	46.99	16.73	34.6
清酒		1,800	15.0	2,200	180.00	200	17.3
果実酒		720	11.0	721	72.00	65.55	19.1
連続式蒸留焼酎		1,800	25.0	1,595	450.00	144.97	37.3
単式蒸留焼酎		1,800	25.0	2,021	450.00	183.68	31.4
ウイスキー		700	43.0	2,101	301.00	191.00	23.4

(令和6年12月現在)

(注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格（税込）は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。

また、ビール、発泡酒はオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。

なお、ビール(633mℓ)には容器保証金(5円)が含まれている。

2 発泡酒(発泡酒②)とは、酒税法第3条第18号口に規定する発泡酒の内、平成29年改正法附則第36条第5項第2号に該当するものをいう。

3 消費税率は10%で計算している。

【参考2】酒類販売管理者選任（解任）届出書様式及びその記載例

届出書は国税庁ホームページでダウンロードできます。

記載例

CC1-7233
別紙様式第11の9

税務署受付印

酒税

令和〇〇年〇〇月〇〇日

財務大臣 殿

届出者

住所 千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
氏名（名称）〇〇商事株式会社

酒類販売管理者選任（解任）届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第4項の規定により、下記のとおり酒類販売管理者の選任（解任）について届け出ます。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
(名 称) 〇〇マート 大手町店
(所在地) 千代田区大手町〇丁目〇番〇△番△

- 2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日
 選任した酒類販売管理者 解任した酒類販売管理者

(フリガナ) マルマル ジロウ	(フリガナ)
(氏 名) 〇〇 次郎	(氏 名)
(住 所) 〒 165-0026	(住 所) 〒
中野区新井△-△-△	

(生年月日) 大正昭和 平成 令和	45年	1月	11日	(生年月日) 大正昭和 平成 令和	年	月	日
-------------------	-----	----	-----	-------------------	---	---	---

- 3 酒類販売管理者の役職名等
 選任した酒類販売管理者 解任した酒類販売管理者
〇〇マート 大手町店 店長

- 4 酒類販売管理者の選任（解任）年月日
? 選 任 平成 令和 ○〇年 ○〇月 ○〇日
 解 任

- 5 酒類販売管理研修の受講年月日及び研修実施団体の名称
(受講年月日) 平成 令和 ○〇年 ○〇月 ○〇日
(実施団体名) 〇〇小売酒販組合

- 6 雇用期間
令和〇〇年 4月 1日から 年 月 日

- 7 従事させる業務内容
店舗の運営・管理、従業員への指導

※ 例を参考に具体的な業務内容を
簡記してください。

- 8 解任の理由
(備考) 1 「雇用期間」欄には、雇用期間の定めがない場合は、雇用した年月日を記載してください。
2 選任届出書は、8に掲げる事項の記載は要しません。
3 解任届出書は、5から7に掲げる事項の記載を要しません。
4 酒類販売管理者の選任及び解任を同日付で行った場合にあっては、選任及び解任した酒類販売管理者に関し、
2及び3に掲げる事項について併記し届け出ることができます。

※ 選任届出書を提出する場合は、酒類販売管理研修の受講証の写しを添付してください。

確認事項

酒類販売管理研修の受講証の写し

届出者確認

※税務署整理欄 入力年月日 · · 担当者

【参考3】「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書様式

報告書は国税庁ホームページでダウンロードできます。

CC1-3007

酒 稅

1
面

收 受 印		※税務署整理欄	局署番号	整理番号	(電話)	局番
令和 年 月 日		(住所)			(電話)	局番
税務署長 殿	報	(氏名又は名称及び代表者氏名)				
101 (店舗全体の面積) m ²	告	(酒類小売販売場の所在地及び名称)				
102 (酒類売場の面積) m ²	者					
103 (免許条件) 1 : 製造 2 : 小売業 (卸小売兼業を含む) 3 : 期限付小売業 (免許期間: 令和 年 月 日 ~ 年 月 日)			104 (営業時間) (注)24時間表記で記載してください。 時 分 ~ 時 分 ・ 24時間 (定休:)			
105 (酒類小売販売場の業態等の区分) 1 : 一般酒販店 (酒屋、酒類専門店等) 2 : コンビニエンスストア 3 : スーパーマーケット 4 : 百貨店 5 : 1~4以外の量販店 (ディスカウントストア等) 6④: 業務用卸主体店 6⑤: ホームセンター・ドラッグストア 6⑥: その他 (生活協同組合、農業協同組合、ギフトショップ、ビザ宅配店、弁当・惣菜店、果物店、生花店、菓子店等)						
106 令和 年 4月 1日現在、酒類の販売 (光場のみではなく、通信販売等すべての酒類販売)を行っていない場合は、酒類の販売を行っていない理由に○印を付し、1及び2については、年月を記入してください。 酒類の販売を行っていない場合は、102及び107以降の項目については記載不要です。 1 : 令和 年 月以降販売予定 2 : 平成・令和 年 月まで販売していたが現在販売していない 3 : その他						
令和 年 4月 1日現在 (期限付酒類小売業免許を受けた者は上記の免許期間)における二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準 (以下「表示基準」という。) の実施状況、酒類販売管理者に関する事項及び経営に関する情報について、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条及び同法施行規則第11条の20の規定により報告します。また、酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況及び自動販売機の設置状況等について併せて報告します。						

《表示基準の実施状況》

表 示 基 準 の 実 施 状 況 等	項 目	区 分	※税務署整理欄 (実態確認状況)	
			は い・いいえ	□ 適 □ 不適
1 酒類の陳列場所を設けて販売している。 (いいえ)に「○」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。	は い・いいえ	107	□ 適 □ 不適	
(1) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	は い・いいえ	108	□ 適 □ 不適	
(2) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示 (「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示)を行っている。	は い・いいえ	109	□ 適 □ 不適	
2 酒類の通信販売 (インターネットを含む)を行っている。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の項目の記載は不要です。	は い・いいえ	110	□ 適 □ 不適	
インターネットで酒類の販売を行っている。	は い・いいえ	111	□ 適 □ 不適	
酒類の通信販売 (インターネットを含む)における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	は い・いいえ	112	□ 適 □ 不適	
酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設けている。	は い・いいえ	113	□ 適 □ 不適	
3 酒類の自動販売機を設置している。 (注) 酒類の自動販売機を設置している場合は、4面の《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》にも記載してください。	は い・いいえ	114	□ 適 □ 不適	
※税務署整理欄	入力年月日		担当者印	

2
面

《酒類販売管理者に関する事項》

酒類販売管理者関係	1 過去3年以内に酒類販売管理研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任している。 右の区分で「はい」の場合は酒類販売管理者の氏名、年齢及び直近の酒類販売管理研修の受講年月日	はい・いいえ	115	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適
	式名 (姓) 接満年月日 平成・令和 年 月 日	はい・いいえ	116	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適
	2 酒類販売管理者選任届出書を提出している。	はい・いいえ	117	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適
	3 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講年月日等を記載した標識を掲示している。	はい・いいえ	118	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適
	4 酒類販売管理者は、酒類小売業者に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等）に基づいた適切な販売管理の確保を図るための措置及び酒類の販売業務に従事する従業員等に対する指導が徹底されるための体制の整備に関する事項を明言している。	はい・いいえ	119	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適

《経営に関する情報》

《経営に関する情報》は、酒類小売販売場単位の売上高等ではなく、個人または法人で行っている事業全体の売上高等を記入してください。

2 以上の酒類小売販売場を有する場合には、次の酒類小売販売場から提出する報告書のみに記入してください。

- ① 本店所在地（所得税又は法人税の納稅地）に所在する酒類小売販売場
- ② ①に該当しない場合 本店所在地の管轄税務署内のいずれかの酒類小売販売場
- ③ ①及び②に該当しない場合 本店所在地の都道府県内のいずれかの酒類小売販売場
- ④ ①、②及び③に該当しない場合 報告書を提出するいずれかの酒類小売販売場

個人事業者の方は令和 年分、法人の方は令和 年1月1日～令和 年12月31日の間に終了した事業年度について、損益算出書を記載してください（千円未満四捨五入、マイナスの場合は数字の前に△を付けてください）。また、従業員数については、事業年度末の従業員数を記載してください。

なお、期限付小売業の方、酒類の卸売業と小売業を兼業している方で酒類の販売数量に占める小売数量の割合が50%に満たない場合は、記載不要です。

損益項目等	従業員数 (201)	人	従業員ごとではなく、全ての従業員数（パート含む）			
			総売上高 (202)	内酒類小売による売上高 (203)	売上総利益 (204)	内酒類小売による売上総利益 (205)
			0 0 0 円	0 0 0 円	0 0 0 円	0 0 0 円
			様人（青色申告）：★報告書算定用の売上会計様人（白色申告）：収支内訳書の収入金額の計算人：損益計算書の売上総利益	「総売上高 (202)」の内、酒類を販売した金額	様人（青色申告）：青色申告決算書の○差引金額様人（白色申告）：収支内訳書の△差引金額 法人：損益計算書の売上総利益	「売上総利益 (204)」の内、酒類を販売した金額に係る売上総利益
			0 0 0 円	0 0 0 円	0 0 0 円	0 0 0 円
			様人（青色申告）：青色申告決算書の○差引金額様人（白色申告）：収支内訳書の△差引金額 法人：損益計算書の営業利益	「営業利益 (206)」の内、酒類を販売した金額に係る営業利益	様人（青色申告）：青色申告決算書（第一表）の△差引金額等合計 法人：損益計算書の△差引金額等合計	「営業利益 (206)」の内、酒類を販売した金額に係る営業利益
			0 0 0 円	0 0 0 円	0 0 0 円	0 0 0 円
			0 0 0 円	0 0 0 円	0 0 0 円	0 0 0 円
			0 0 0 円	0 0 0 円	0 0 0 円	0 0 0 円
			0 0 0 円	0 0 0 円	0 0 0 円	0 0 0 円

ご注意ください！

複数の販売場をお持ちの場合は、いずれか1つの販売場（本店又は任意の販売場）の報告書にのみ記載してください。

（全ての販売場の報告書に記載する必要はありません。）

《酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況》 ※任意記載事項ですが、記載していただくようお願いいたします。

	項目	区分	※税務署整理欄 (実態確認状況)	
飲酒防止関係 の旨の表示	1 20歳未満と思われる者に対して、年齢確認を行っている。	はい・いいえ 120	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	2 20歳未満の者の飲酒防止を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	はい・いいえ 121	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
飲酒防止運転係	1 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「飲酒運転は禁止されている」旨の表示又は飲酒運転の防止に関するポスターの掲示を行っている等、飲酒運転防止のための取組を行っている。	はい・いいえ 122	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	2 自動車等で来店したと思われる者に対して「飲酒運転をしないように」といった一連運動を行っている。	はい・いいえ 123	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
酒類サイクル容器関係	1 リターナブルびん（ビールびんや清酒の一升びんなどの繰り返し使用されるびん）を使った酒類を販売している。	はい・いいえ 124	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	2 リターナブルびんの回収を行っている。	はい・いいえ 125	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	3 消費者が販売場に容器を持参した場合の回収マニュアルを定めており、これに基づき酒類容器のリサイクルに積極的に取り組んでいる。	はい・いいえ 126	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	4 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「リターナブルびんの回収を行っている」旨の表示を行っている。	はい・いいえ 127	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
適正飲酒係	適正飲酒を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	はい・いいえ 128	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
酒類販売管理者に代わる責任者の人数 129 総数： 名				
酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・指名の基準				
酒類販売管理者に代わる責任者	氏名（年齢）	指名の基準 (注)	氏名（年齢）	指名の基準 (注)
	(歳)		(歳)	

(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。

番号	基 準
1	夜間（23時から翌日5時）において、酒類の販売を行う場合（成年者の指名をお願いします。）
2	酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3時間以上）不在となることがある場合
3	酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名）
4	同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合（酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名）
5	同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20メートル以上離れている場合）
6	複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3ヶ所以上ある場合）
7	その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

【記載要領】

- 1 酒類小売業者の方は、酒類小売販売場ごとにこの報告書を作成し、4月30日まで（期限付小売業者の方は、販売期間終了後から1週間以内）に販売場を所轄する税務署に提出してください。
- 2 該当する「番号」、「はい」・「いいえ」、「有」・「無」等に○印を付してください。
- 3 「※ 税務署整理欄」には、何も記載しないでください。

※ 酒類の自動販売機を設置している場合は、次ページ4面《自動販売機の設置状況等》を記載してください。

責任者を指名している場合は、記載漏れのないよう
うお願いします。

酒類の自動販売機を設置している場合は、
記載漏れのないようお願いします。

第1章 酒類販売管理者

4
面

《自動販売機の設置状況等》

順 号	301	401	501	601	※税務署整理欄 (実態確認状況)
自動販売機の設置年月	昭 平 年 月 令	昭 平 年 月 令	昭 平 年 月 令	昭 平 年 月 令	2
自動販売機の種類	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	3
自動販売機の設置位置	店内・店外	店内・店外	店内・店外	店内・店外	4
表示類別基準の実施状況等に係る 自動販売機の状況等	20歳未満者の飲酒は禁止されている旨 免許者の氏名又は名称 酒類販売管理者の氏名 連絡先の所在地及び電話番号 販売停止時間	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	5 口適コ不適 6 口適コ不適 7 ハ適コ不適 8 口適コ不適 9 口適コ不適
店販外の機改 良型以外の撤 廃予定の酒類 自動等	(1) 撤廃の予定等を次から1つ選択し記号を○で囲んでください。 (イ)早急に撤廃予定 ロ早急に改良型に切替予定 ハ稼動させていない ニ撤廃する予定はない	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ 10
	(2) (1)で「イ」又は「ロ」を選択した場合には撤廃予定期又は改良型への切替予定期を記載してください。	撤廃等予定期 年 月 日	撤廃等予定期 年 月 日	撤廃等予定期 年 月 日	撤廃等予定期 年 月 日 11
	(3) (1)で「ニ」を選択した場合には撤廃しない具体的な理由を右欄から選択し記号を○で囲んでください。	a 経済的な理由(売上高の減少、撤廃・改良型切替の費用負担困難) b 周辺地域の酒販店が撤去していない c その他[具体的に:]			12
表示基準を遵守 示馬連理を山	(1) 表示基準を遵守しない場合その理由を次から1つ選択し記号を○で囲んでください。 (イ)基準を知らなかった ロ基準を理解していなかった ハ表示し忘れていた ニ消えていたことに気付かなかった	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ 13
	(2) 表示基準を遵守した表示を行う予定期を記載してください。	表示予定期 年 月 日	表示予定期 年 月 日	表示予定期 年 月 日	表示予定期 年 月 日 14
	販売停止等のためのタイマーの設置の有無	有・無	有・無	有・無	有・無 15
	セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無	有・無	有・無	有・無	有・無 16

※1 「自動販売機の種類」欄は、設置している自動販売機が改良型自動販売機である場合には「改良型」を、改良型以外の自動販売機である場合は「改良型以外」を○で囲んでください。

【注】 改良型自動販売機とは、対面交付した破氷カードや連転免許証を読み取ることによって稼動可能となる等、20歳未満の者による酒類の購入を防止することが可能と認められる自動販売機をいいます(現行の酒類自動販売機にカードや連転免許証の読み取り装置等を装着することにより、同様の機能を有することとなるものを含みます。)。

2 「自動販売機の設置位置」欄は、設置している酒類の自動販売機が、店舗の屋内に設置され店内に入らなければ購入することができない状態となっている場合には「店内」を、それ以外の場合には「店外」を○で囲んでください(例: 店舗の敷地内であっても屋外に設置されている場合には「店外」となります。)。

3 「店外の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等」欄の(1)は、店外に改良型以外の酒類の自動販売機を設置している場合に、その撤廃予定の状況等をイからニのうちの一つを選択し、記載欄の該当箇所を○で囲んでください。

【メモ】

酒類の販売に関する報告も



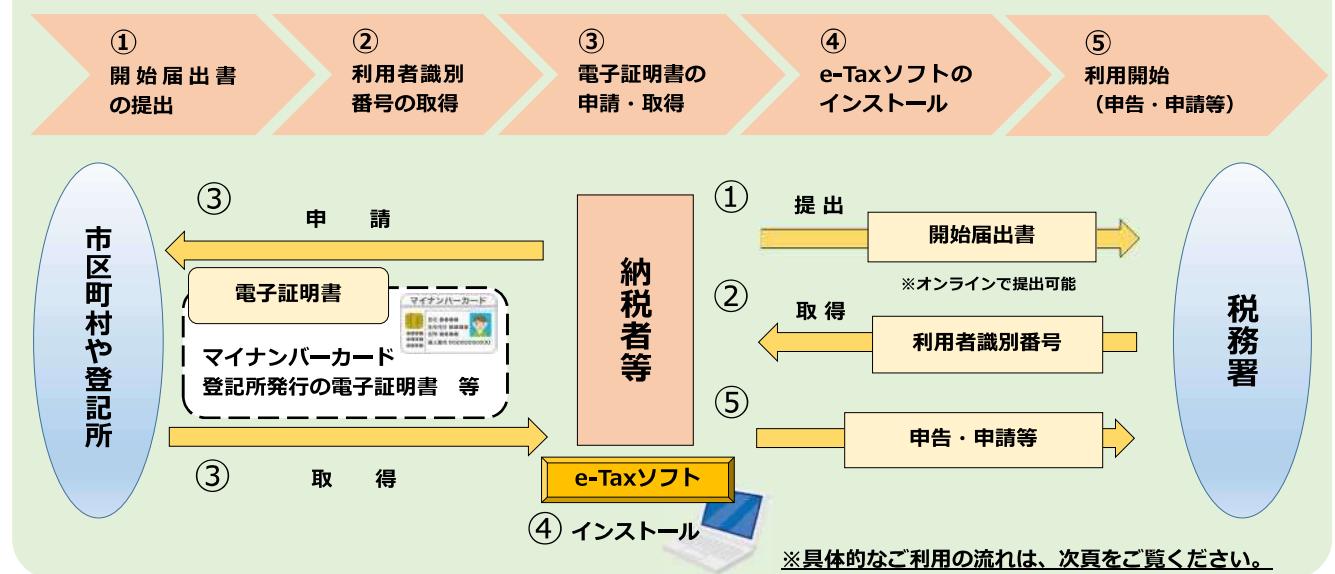
e-Tax で手続を!!

- 申告や納税だけでなく、酒類の販売に関する報告についても、e-Tax（イータックス）を利用することで、自宅や事務所などから手続を行うことが可能です。
- 自宅等からのe-Taxは、感染リスク軽減にも有効です。酒類の販売に関する報告についても、是非e-Taxで手続をお願いします。

e-Taxのご利用に当たって

- e-Taxとは、自宅等からインターネットを利用して国税に関する各種手続が行えるシステムです。
- 税務署窓口に出向くことや、書類を郵送する必要がなくなります。
- 税務署の執務時間以外でも、受付システムが稼働している時間であれば、申請書等の提出ができます。
- 事務代理人（支店長や税理士等）の電子証明書を添付して申請等データを送信することもできます。

(ご利用の流れ)



酒類の販売に関する報告について

- 酒類販売業者は、「酒税法」及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づいて、酒類の販売数量や酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況等について、税務署長に報告しなければなりません。
具体的には、e-Tax又は書面により、次の書類を酒類販売場の所在地を所轄する税務署に提出する必要があります。
 - 酒類の販売数量等報告書
 - 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

« 利用開始までの具体的な流れ »

①開始届出書の提出（送信）

所得税又は法人税の納稅地を所轄する稅務署に「電子申告・納稅等開始（変更等）届出書」（以下「開始届出書」といいます。）を提出します。開始届出書は、e-Taxホームページ「ホーム>各ソフト・コーナー>e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」（<https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm>）からオンラインで提出できます。

- ※ 複数の酒類販売場をお持ちの場合であっても、複数の開始届出書を提出する必要はありません。
- ※ 個人事業主の方は、開始届出書を提出する方法に加え、マイナンバーカード方式が利用できます。
マイナンバーカード方式の詳細については、e-Taxホームページをご参照ください。

②利用者識別番号の取得

オンラインで開始届出書を提出した場合、利用者識別番号（16桁の番号）が即時発行されます。
なお、確定申告等で既に電子申告を利用している場合は、その利用者識別番号を利用しますので、改めて利用者識別番号を取得していただく必要はありません。

③電子証明書の申請・取得

e-Taxご利用の際には、電子証明書を取得する必要があります。



◆ e-Taxで利用できる電子証明書には、次のものがあります。

- 1 マイナンバーカードに組み込まれている電子証明書
- 2 登記所（法務局）が発行する商業登記電子証明書
- 3 その他民間認証局が発行する電子証明書

◆ 次の方の電子証明書が利用できます。

- 1 本人（法人の場合は代表者個人）の電子証明書
- 2 事務代理人（「酒税申告・申請等事務代理人届出書」を提出している場合）の電子証明書
- 3 本人から電子委任状による委任を受けている使用人等の電子証明書

事務代理人の電子証明書について

電子証明書は、原則として、本人のものを添付して申請等データを送信することになりますが、「酒税申告・申請等事務代理人届出書」を出し、支店長等を報告書提出に関する事務代理人としている場合には、事務代理人の電子証明書を添付して申請等データを送信することができます。

なお、税理士及び税理士法人を事務代理人とすることで、その税理士等の電子証明書を添付して送信することもできます。

④e-Taxソフトのインストール

e-Taxホームページ「ホーム>各ソフト・コーナー>e-Taxソフト>e-Taxソフトのダウンロードコーナー」（<https://www.e-tax.nta.go.jp/download/e-taxSoftDownLoad.htm>）から、ルート証明書等、e-Taxソフト（共通プログラム）をインストールした後、申請等を行うために必要な税目別のプログラム（申請・酒税）をインストールし、電子証明書の登録等の初期登録を行います。

⑤利用開始（申告・申請等）

e-Taxソフトにより申請等データを作成し、電子証明書を添付して送信します。
最後に送信結果を確認し、申請等手続は完了です。



詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

利用開始の手続、ご利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前に是非ご覧ください。

申請等データの作成手順例（酒類の販売数量等報告書）

- ① e-Taxソフトを起動する。
メニュー>ボタン>作成>申告・申請等>新規作成から、右図の赤枠のように「申請・届出(A)」を選択し、税目(T)は「酒税」を選択する。
「次へ(N)>」をクリックする。

申告・申請等の作成 (1 / 3 : 税種・税目) : SC00C060

作成する手続の種類を選択してください。

申告(B)

申請・届出(A)

作成する申告・申請等の税目を選択してください。

税目(T) 酒税

作成する帳票の年分を選択してください。

年分(Y) 2023

※作成したい税目が表示されない場合には、税目の追加インストールが必要です。
選択する年分が誤りを持った場合は、再度新規作成がやり直す必要があります。
作成すべき年分を確認の上、操作を進めてください。
選択すべき年分が不明である場合、所轄の税務署へ確認してください。

- ② 販売関係>酒類の販売数量等報告>酒類の販売数量等報告書にレ点を入れ、「次へ(N)>」をクリックする。

※ 「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」を作成する場合は、「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告」にレ点を入れる。

申告・申請等の作成 (2 / 3 : 帳票選択) : SC00C070

作成する帳票を選択してください。
帳票は一度に複数選択できます。
【帳票表示】を押すことで、帳票のイメージが表示され確認することができます。

選択可能な帳票一覧(L) :

- 免許関係
- 課税関係
- 納税・徴収関係
- 製造関係
- 稽査関係
- 酒類の販売数量等報告書
- 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等報告
- 販売業の休止又は開始の申告
- 酒類の供給免責
- 酒類の販売場所設置・廃止報告
- 板売場を設けていない酒類販売業者の住所変更申告
- イメージ添付書類(酒税用)(A)

- ③ 「申告・申請等名」欄に作成する申告・申請等の任意の名称
(例: 令和●年度酒類の販売数量等報告書 (●●店)) を入力し、「OK」をクリックする。

申告・申請等の作成 (3 / 3 : 名称) : SC00C080

作成する申告・申請等に任意の名称を入力してください。
ここで入力した名称は、作成後に変更することができます。

申告・申請等名(D) 令和●年度酒類の販売数量等報告書 (●●店) (例: ○○半分確定申告)

作成する申告・申請等の内容(E)

手続の種類
申請・届出書

税目
酒税

作成する帳票
酒類の販売数量等報告書

- ④ 「提出先税務署（必須）」、「氏名（必須）」及び「納税地」を入力する。

※ 「提出先税務署（必須）」は、「提出先設定」をクリックして、
提出する「酒類の販売数量等報告書」に係る酒類販売場の所在地の所轄税務署を選択します。

申告等基本情報 : SC00E070

必要な項目を入力してください。
入力された項目は、作成する帳票の該当欄に表示されます。

利用者識別番号(必須):

法人番号:

提出先税務署(必須):

追加提出先税務署:

提出年月日: 令和2年5月10日

提出利用年月日:

申告の種類(必須):

年分(必須):

事業年度(自)(必須):

事業年度(至)(必須):

課税期間(自)(必須):

課税期間(至)(必須):

- ⑤ 同じ入力画面の一番下にある「製造場等」の項目に、酒類販売場の名称等を入力し、「OK」をクリックする。

- ⑥ 「酒類の販売数量等報告書」を選択し、「帳票編集(W)」をクリックする。

- ⑦ 「酒類の販売数量等報告書」の様式が表示されるので、必要事項（対象期間、販売数量、在庫数量等）を入力し、「作成完了(エコノミー)」をクリックする。

- ⑧ メニューボタン>「署名可能一覧へ」から、⑥及び⑦で作成した「酒類の販売数量等報告書」を選択し、電子署名をする。

- ⑨ メニューボタン>「送信可能一覧へ」から、電子署名をした「酒類の販売数量等報告書」を選択し、送信する。

※送信後はメッセージボックスでエラー等がないか確認してください。

酒類の販売数量報告書等は

ツールを使って楽々e-Tax!!



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君

ツールを使うとこんなにも便利!

◆全店舗分を一括作成

- 全店舗分の報告項目をコピー&ペーストで入力可能

A screenshot of an Excel spreadsheet showing a table of sales data. The columns include date, item name, quantity, and price. An orange arrow points from the illustration above to this table.

◆e-Tax 送信も簡単

- 全店舗分の送信用ファイルを一気に作成
- e-Tax ソフトでまとめて電子署名・送信



◆変更がない項目は入力不要

- 翌年の報告書作成には前年データを活用可能



システム等で管理している販売数量等のデータから
e-Tax 送信用ファイルを簡単に作成することができます。

ぜひ販売数量報告書等作成補助ツールを
ご活用ください！

詳しくはコチラから！



※ツールのご利用にはPCが必要です